

事務連絡  
平成20年7月10日

(社)日本病院会 御中

厚生労働省保険局総務課  
医療費適正化対策推進室

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項が平成20年7月10日に公布されましたので送付いたします。

○厚生労働省告示第三百八十号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十四条第二項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を次のように定める。

平成二十年七月十日

厚生労働大臣　舛添　要一

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定健康診査に関する事項

ア 特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）を実施した年月日に係る事項

イ 特定健康診査を実施した機関に係る事項

ウ 特定健康診査を受診した者に係る事項（特定健康診査を受診した者の生年月日、性別及び郵便番号に限る。）

エ 特定健康診査の受診券に係る事項

オ 特定健康診査の結果に係る事項

カ アからオまでに掲げる事項を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に報告するため必要な事項

## 二 特定保健指導に関する事項

ア 特定保健指導（法第十八条第一項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）を実施した年月日に係る事項

イ 特定保健指導を実施した機関に係る事項

ウ 特定保健指導を利用した者に係る事項（特定保健指導を利用した者の生年月日、性別及び郵便番号に限る。）

エ 特定保健指導の利用券に係る事項（当該特定保健指導を利用した者に係る特定健康診査の受診券に係る事項を含む。）

オ 特定保健指導の結果に係る事項

力 アからオまでに掲げる事項を支払基金に報告するためには必要な事項

### 三 特定健康診査及び特定保健指導の実施及びその成果に関する事項

## ア 特定健康診査の実施率に係る事項

## イ 特定保健指導の実施率に係る事項

ウ 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者及び予備群（法第十八条第一項に規定する特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者をいう。）の減少率に係る事項

工 アからウまでに掲げる事項を支払基金に報告するためには必要な事項

| 変更後の事業所の名称   | 株式会社エフイーエーシー    | 変更前の事業所の名称  | 株式会社環境分析センター    |
|--|-----------------|---|-----------------|
| ○厚生労働省告示第三百三十九号<br>高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令<br>(平成十九年厚生労働省令第百四十号)第四十四条第一項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める事項を次のように定める。<br>平成二十年七月十日 | 厚生労働大臣<br>舛添 要一 | ○厚生労働省告示第三百八十号<br>高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令<br>(平成十九年厚生労働省令第百四十号)第四十四条第一項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める事項を次のように定める。<br>平成二十年七月十日 | 厚生労働大臣<br>舛添 要一 |

| 都道府県名 | 指定地域    | 社会保険庁長官 | 坂野 泰治   |
|-------|---------|---------|---------|
| 岩手県   | 一関市     | 奥州市     | 北上市     |
|       | 西磐井郡平泉町 |         | 胆沢郡金ヶ崎町 |

| 宮城県  | 栗原市 大崎市   |
|--|---|
| ○社会保険庁告示第二十号<br>平成十六年社会保険庁告示第十五号(厚生年金<br>保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統<br>合による農林漁業団体職員共済組合法等を<br>廃止する等の法律附則第十六条の規定により厚生<br>年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされ<br>た年金である給付の受給権者がその日までに書類<br>等を提出すべき日として社会保険庁長官が指定す<br>る日を定める件)、平成十八年社会保険庁告示第<br>三十三号(国民年金の年金受給権者がその日まで<br>に届書等を提出すべき日として社会保険庁長官が<br>指定する日を定める件)、平成十八年社会保険庁<br>告示第三十四号(厚生年金保険の年金受給権者が<br>その日までに届書等を提出すべき日として社会保<br>険庁長官が指定する日を定める件)、平成十八年<br>社会保険庁告示第三十五号(船員保険の年金受給<br>権者がその日までに届書等を提出すべき日として社<br>会保険庁長官が指定する日を定める件)及び平成<br>十八年社会保険庁告示第三十六号(厚生年金保険<br>法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の<br>規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給<br>するものとされた年金たる給付の受給権者がその<br>日までに届書等を提出すべき日として社会保険庁<br>長官が指定する日を定める件)において、受給権<br>者(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)<br>第三十二条の四の規定による障害基礎年金及び国民<br>年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律<br>第十四号)附則第二十八条の規定による遺族基<br>礎年金の受給権者を除く。以下同じ。又は受給者<br>がその日までに届書等を提出すべき日として社会<br>保険庁長官が指定する日のうち、平成二十年六月<br>十四日において次に掲げる地域に住所を有する受<br>給権者又は受給者であつてその誕生日が六月一日<br>から八月三十一日までの間にあるものが平成二十<br>年において届書等を提出すべき日は、これらの定<br>めにかかわらず、平成二十年九月三十日とする。 | 一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県朝倉郡<br>東峰村大字宝珠山字仙道五二一六の四、五二一<br>六の一〇、五二三〇の三、五二三三の二、五二<br>三六の二<br>二 保安林として指定された目的 水源のかん養<br>解除の理由 用排水路用地とするため<br>三 農林水産省告示第千八十八号<br>森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第<br>二十六条第二項の規定により、次のように保安林<br>の指定を解除する。<br>平成二十年七月十日 |
| ○農林水産省告示第千八十九号<br>森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第<br>二十六条第二項の規定により、次のように保安林<br>の指定を解除する。<br>平成二十年七月十日  | 農林水産大臣 若林 正俊<br>一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県八女市<br>上陽町下横山字池ノ谷五〇三八の四八<br>二 保安林として指定された目的 水源のかん養<br>解除の理由 道路用地とするため<br>三 農林水産省告示第千九十九号<br>森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第<br>二十六条第二項の規定により、次のように保安林<br>の指定を解除する。<br>平成二十年七月十日                        |
| 一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県飯塚市<br>桑田字牧ノ内一六一の三・一七四の五・一七四<br>の六・二一六の一六(以上四筆国有林)<br>二 保安林として指定された目的 水源のかん養<br>解除の理由 道路用地とするため<br>三 二  | 農林水産大臣 若林 正俊<br>一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県飯塚市<br>桑田字牧ノ内一六一の三・一七四の五・一七四<br>の六・二一六の一六(以上四筆国有林)<br>二 保安林として指定された目的 水源のかん養<br>解除の理由 道路用地とするため<br>三 二   |